エ　受付機関は、発見者から問合せを受けたときは、ウェブサイト運営者と協議した上で、適切な情報を提供すること。その際、発見者の本人確認に留意すること。

オ　受付機関は、発見者に係る情報を適切に管理し、当該発見者の同意がない限り、第三者に開示しないこと。

カ　受付機関は、脆弱性が修正されるまで、脆弱性関連情報が第三者に漏えいしないよう適切に管理すること。

キ　受付機関は、正当な理由がない限り、第三者に脆弱性関連情報を開示しないこと。ただし、脆弱性検証又は脆弱性に起因する影響その他の脆弱性に関する情報の確認のために専門的な能力が必要であるときは、当該能力を有する第三者（脆弱性関連情報を適切に管理できる者に限る。）に対し当該脆弱性関連情報を提供し、又はその分析を依頼することができる。

ク　受付機関は、ウェブサイト運営者から脆弱性を修正した旨の報告があったときは、発見者にその旨を通知すること。

ケ　受付機関は、四半期ごとに、脆弱性関連情報の届出状況等を公表すること。

(3)　ウェブサイト運営者

ア　ウェブサイト運営者は、受付機関と連絡を取るための窓口を設置するとともに、受付機関にその連絡先を通知すること。

イ　ウェブサイト運営者は、受付機関から通知された脆弱性関連情報について、脆弱性検証を行い、受付機関にその結果を報告すること。

ウ　ウェブサイト運営者は、発見者に係る情報を適切に管理し、当該発見者の同意がない限り、第三者に開示しないこと。

エ　ウェブサイト運営者は、脆弱性が修正されるまで、脆弱性関連情報が第三者に漏えいしないよう適切に管理すること。

オ　ウェブサイト運営者は、正当な理由がない限り、第三者に脆弱性関連情報を開示しないこと。

カ　ウェブサイト運営者は、脆弱性が存在することを確認したときは、当該脆弱性を修正するとともに、受付機関にその旨を報告すること。

キ　ウェブサイト運営者は、自ら運営するウェブサイトのウェブアプリケーションに係る脆弱性関連情報を発見又は取得したときは、当該脆弱性関連情報に係る脆弱性を修正すること。

附　則

一　この告示は、公布の日から施行する。

二　この告示の施行前に平成二十六年経済産業省告示第百十号（ソフトウエア等脆弱性関連情報取扱基準）の規定によつてした手続その他の行為であつて平成二十九年経済産業省告示第十九号（ソフトウエア製品等の脆弱性関連情報に関する取扱規程。以下「新告示」という。）に相当の規定があるものは、新告示の相当の規定によつてした手続その他の行為とみなす。

○経済産業省告示第二十号

平成二十九年経済産業省告示第十九号（ソフトウエア製品等の脆弱性関連情報に関する取扱規程）第一　三（九）に規定する受付機関及び同規程第一　三（十一）に規定する調整機関を、次のように定める。なお、平成二十一年経済産業省告示第二百二十三号は、廃止する。

平成二十九年二月八日　　経済産業大臣　世耕　弘成

一、受付機関（平成二十九年経済産業省告示第十九号第一　三（九）に規定する経済産業大臣の定める機関）

1．名称　独立行政法人情報処理推進機構

2．主たる所在地　東京都文京区本駒込二丁目二十八番八号

二、調整機関（平成二十九年経済産業省告示第十九号第一　三（十一）に規定する経済産業大臣の定める機関）

1．名称　一般社団法人ＪＰＣＥＲＴコーディネーションセンター

2．主たる所在地　東京都千代田区神田錦町三丁目十七番地

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１２３号

東京都練馬区中村北１丁目15番13号
債務者　株式会社Ｐ．Ｍオーシャンスポーツ
代表者代表取締役　須田　和男
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺崎　　京
4　破産債権の届出期間　平成29年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月20日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３２号

東京都千代田区外神田５丁目４番６号
債務者　株式会社トップクォリティー
代表者代表取締役　中臣　誉郎
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千田　　賢
4　破産債権の届出期間　平成29年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月20日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３４号

東京都足立区東保木間１丁目20番４号
債務者　有限会社ダイマツ
代表者代表取締役　平井　大地
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺崎　裕史
4　破産債権の届出期間　平成29年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月20日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３８号

東京都杉並区梅里１丁目21番11号
債務者　株式会社東京ダイバーズ
代表者代表取締役　椎名　勝己
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　良
4　破産債権の届出期間　平成29年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月21日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４０号

東京都足立区保塚町13番３号
債務者　株式会社ファンクション
代表者代表取締役　本谷　清志
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥山　健志
4　破産債権の届出期間　平成29年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月21日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４４号

東京都目黒区下目黒４丁目11番22―102号
債務者　有限会社ロコ木下
代表者代表取締役　木下　裕幸
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦謙一郎
4　破産債権の届出期間　平成29年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月21日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４９号

東京都文京区本郷５丁目５番18号　太陽本郷ビル302
債務者　株式会社Ｄｒｅａｍ　Ｒｏｏｔ
代表者代表取締役　北島　　翔
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　修平
4　破産債権の届出期間　平成29年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月21日午前10時

東京地方裁判所民事第20部